

## 「自然公園法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について（答申案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

### 1 意見募集の概要

「自然公園法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について（答申案）」について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

#### ○募集期間

令和2年12月18日（金）から令和3年1月16日（土）まで

#### ○意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

### 2 意見募集の結果

- |           |     |
|-----------|-----|
| （1）意見提出者数 | 13人 |
| （2）意見の総数  | 77件 |

別紙：意見等の概要と及びその対応について

番号	意見の概要		頂いた意見に対する考え方	件数	
	該当箇所				
	ページ	行			
1	1	-	近年、伐期に達した植林地等が自然公園内において大規模に伐採されており、森林性の生物や生態系への影響が心配である。このような状況を把握した上で今回の素案を作成しているのか。	保護地域としての国立・国定公園の重要性等については、答申案のP. 6の16行目以降等に記載されています。なお、国立・国定公園の特別地域内における木竹の伐採は規制されており、個別の案件が生態系等に与える影響を審査し、必要な指導等を行ったうえで、許可を行っています。	1
2	1	-	生物多様性愛知目標が達成できなかったこと、国立・国定公園の生物多様性保全の場としての重要性はますます大きくなっていること、気候変動への対応において国立・国定公園などの保護地域が適応・緩和の両面で非常に大きな役割を果たしていること等についても記述すべき。	保護地域としての国立・国定公園の重要性等については、答申案のP. 6の16行目以降等に記載されています。また、ご意見の趣旨を踏まえ、答申案のP. 13の29行目に「国立・国定公園の自然環境が炭素の吸収・固定に果たしている役割は大きく、その自然環境を保全することは、気候変動の緩和にも資すると指摘されている。」を追記いたしました。	1
3	3	17-18	「生物多様性への影響評価」について追記すべき。	利用を推進する上での自然環境影響等の情報収集・モニタリングについては、答申案のP. 7の27行目以降に記載されているため、原案通りとさせていただきます。	2
4	3	28-34	以下の記述を冒頭に加筆することを提案する。 「国立・国定公園の保護に関する施策は、本来、国及び地方公共団体が講ずべきものであり、今後、国立・国定公園の自然環境・生物多様性の保全を推進するための公的資金を飛躍的に増加させる必要がある。一方	ご意見の趣旨を踏まえ、答申案のP11の17行目に「や予算」を追記いたしました。	1

			で、利用者の・・・」		
5	4	35	「管理体制」の所で奥山の登山道の管理が執行者によって全く行われていない事実や、一方では管理執行者不在の登山道があることを明記していただきたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、答申案のP.8の1行目に「また、自然体験フィールドとなる登山道等の環境整備や維持管理についても引き続き利用実態等に応じて進めていく必要がある。」を追記いたしました。	1
6	5	9	「気候変動への適応」では、ササ刈り、外来種の積極的駆除、絶滅危惧種や固有種のEx-situ保全などの実践活動もあるので現状に入れるべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、答申案のP.12の33行目に「一部では取組が進んでいるものの、引き続き」を追記いたしました。	1
7	5	9	気候変動に対する緩和策としての国立・国定公園の機能についても述べるべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、答申案のP.13の30行目に「国立・国定公園の自然環境が炭素の吸収・固定に果たしている役割は大きく、その自然環境を保全することは、気候変動の緩和にも資すると指摘されている。」を追記いたしました。	2
8	6	1～	以下の措置を当該項目の文章に加えることを提案する。 「国立公園に住む人の文化や生活に考慮した生物文化多様性の保護または利用の計画が必要である。」	答申案のP.6の12行目に記載されている協働型管理運営を推進する上では、地域に住む人の文化や生活を考慮する必要があるため、ご意見の趣旨は含まれていると考えられることから、原案通りとさせていただきます。	1
9	6	2-4	以下の通り修文することを提案する。 「優れた自然環境の保全の必要性は普遍的であり、今後さらに保全の取り組みを強化していくことが必要である。自然環境が保全されているからこそ、自然資源の潜在的な魅力や新たな魅力を発見することができ、自然環境に悪影響を与えない範囲で活用していくことで自然環境の一層の保全につながることを期待される。」	ご意見の趣旨を踏まえ、答申案のP.6の3行目に「り、取組を更に強化していくことが必要である」、4行目に「適正に」を追記いたしました。	1

10	6	7-9	以下の通り追記することを提案する。 「新型コロナウイルスの世界的感染拡大の原因の一つとして生物多様性の劣化が挙げられていることから、今後、自然環境・生物多様性の保全の取組を一層強化していくことがまずは必要である。」	保護地域としての国立・国定公園の重要性等については、答申案のP. 6の16行目以降等に記載されていることから、原案通りとさせていただきます。	1
11	6	10-14	満喫プロジェクトの一環として行われている各種事業が自然環境・生物多様性に悪影響を与えていること等を踏まえ、本プロジェクトの継続の是非については慎重かつ科学的に検討すべきであり、本素案で「継続的に実施する必要がある」と安易に言及することは不適切である。	国立公園満喫プロジェクトは、自然そのものの魅力を生かし、保全に影響のないよう配慮しつつ利用の推進を図るものですが、プロジェクトの推進に当たり必要な場合には、各事業が自然環境に及ぼす影響を適切に把握し、必要な対応を行っています。	1
12	6	15-17	以下の通り修文を提案する。 「また、 <u>生物多様性愛知目標が達成できなかったことから、保護地域としての国立・国定公園の重要性はより一層高まっており、指定面積等の量的な評価だけでは不十分である。生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全されることが求められている。</u> 」	答申案のP. 11の4行目以降に生物多様性の保全等の観点からも国立・国定公園総点検事業の検証が必要と記載されているため、ご意見の趣旨は含まれていると考えられることから、原案通りとさせていただきます。	1
13	6	17-19	自然公園には、気候変動への適応と緩和両方の役割が期待されていることから、緩和のためにも自然公園内の自然環境・生物多様性を保全する必要があることに	ご意見の趣旨を踏まえ、答申案のP. 13の30行目に「国立・国定公園の自然環境が炭素の吸収・固定に果たしている役割は大きく、その自然環境を保全することは、気候変動の緩和にも資すると指摘されている。」を	1

			ついて記載すべき。	追記いたしました。	
14	6	22～	利用の在り方を勘案したゾーニングと同時に、公園計画の見直しを同時に行い、齟齬のない状態にすべき。	答申案のP.7の3行目に公園計画における利用の在り方の具体化について記載されていることから、原案通りとさせていただきます。	1
15	6	22～	主に、ビジターセンター等の公共施設において、 ・社会的価値の向上 ・雇用体制を、すべて正規雇用にする ・本来は、専門性の高い職種なので、必要な能力を身につけている人を雇用する ・地域づくりなど広範囲の視野を持つリーダーを育成する ・環境省として全国的に統一した目標や目的を定めそれを達成するための手段（プログラム）を実施する	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、答申案のP.7の38行目以降にビジターセンターの有効活用について記載されています。	1
16	6	23～	「利用のゾーニングの計画化」「自然体験プログラムの計画化」について、具体的な実施を前提とした、制度の検討のための調査研究を早急に開始すべき。	答申案のP.7の2行目に望ましいゾーニングの在り方や手法について整理する必要性が記載されており、ご意見の趣旨は含まれていると考えられることから、原案の通りとさせていただきます。	1
17	6	24-26	以下の通り修文することを提案する。 「国立・国定公園の <u>適正な利用の推進</u> にあたっては、 <u>自然環境への悪影響が生じないように配慮すること</u> が何より重要であり、協働型管理運営のための協議会等の場を活用し、多様な利用ニーズを尊重しつつ、当該公園の <u>自然環境及びその環境収容力</u> 、発信すべきテーマやストーリーを踏まえた望ましい利用の在り方を地域とともに検討していく必要がある。」	ご意見の趣旨を踏まえ、答申案のP.6の26行目に「及び自然環境の保全に配慮」を追記いたしました。	1

18	6	30-34	「自然環境への悪影響を及ぼさないことを大前提としつつ」について追記すべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、答申案のP. 6の26行目に「及び自然環境の保全に配慮」を追記いたしました。	1
19	6	35-37	「当該国立・国定公園の自然環境及びその環境収容力」について追記すべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、答申案のP. 6の26行目に「及び自然環境の保全に配慮」を追記いたしました。	2
20	6	35～	それぞれの国立公園での自然環境とレクリエーション評価するためのゾーニングの手法を明確にし、早急に実施するべき。	答申案のP. 7の2行目に望ましいゾーニングの在り方や手法について整理する必要性が記載されており、ご意見の趣旨は含まれていると考えられることから、原案の通りとさせていただきます。	1
21	7	1	ゾーニングやあり方の手法の整理には、4-5年毎にPDCAサイクルで見直しするプロセスを公園管理運営計画に組み込むべき。	公園計画及び管理運営計画については、定期的に見直しをすることとしていることから、原案の通りとさせていただきます。	1
22	7	5～	自然体験プログラムを実施する団体などが、自然保護への取り組みも同時に行う仕組みを作るべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、答申案のP. 7の23行目に「保全や」を追記いたしました。	1
23	7	10-11	「当該公園の自然環境及びその環境収容力」について追記すべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、答申案のP. 7の11行目に「自然環境の保全に配慮しつつ、」を追記いたしました。	1
24	7	14-15	「研究者や専門家の助言を得つつ」について追記すべき。	答申案のP. 7の34行目に専門家の支援について記載されていることから、原案の通りとさせていただきます。	1
25	7	21-23	「地域住民が参画できる仕組みを構築することにより、」について追記すべき。	答申案のP. 7の17行目の「地域関係者」や21行目以降の「ガイド事業者等」には地域住民が含まれることから、原案の通りとさせていただきます。	1
26	7	28	以下のとおり修文を提案する。 「その結果を踏まえて提供する自然体験プログラムの中止や内容の見直し等を行う必要がある。」	ご指摘の「自然体験プログラムの見直し等」には、プログラムの中止や内容の見直しが含まれることから、原案の通りとさせていただきます。	1
27	8	6	以下の通り修文することを提案する。	ご意見を踏まえ、答申案のP. 8の10行目に「や自然環境」を追記いたしま	1

			「利用形態の多様化等に伴い、 <u>自然環境・生物多様性へ深刻な悪影響を与える事例が生じており・・・</u> 」	した。	
28	8	7-9	以下のとおり修文することを提案する。 「特に、知床国立公園におけるヒグマを始めとした、野生動物への餌付け等による人馴れによる <u>自然環境・生物多様性</u> への悪影響は、地域における様々な努力にも関わらず、深刻であり・・・」	ご意見を踏まえ、答申案のP. 8の10行目に「や自然環境」を追記いたしました。	1
29	8	7-8	「特に、知床国立公園…野生動物への餌付け等による人馴れ」の後に「及び必要以上に接近することによる人身事故リスクの増大など、利用環境への…」を挿入してはどうか。	ご意見の趣旨を踏まえ、答申案のP. 8の12行目に「や必要以上の接近」を追記いたしました。	1
30	8	28	以下の通り修文することを提案する。 「 <u>国立・国定公園の保護に関する施策は、本来、国及び地方公共団体が講ずべきものであるが、利用者負担の考え方に基づき、利用者から入域料等を徴収し、<u>自然環境・利用環境の整備や調査モニタリング等に用いることで、</u></u> 」	ご意見の趣旨を踏まえ、答申案のP. 8の32行目に「国や地方公共団体による公的資金に加え、」を追記いたしました。	1
31	9	7～	現在の集団施設地区を一括りにするには無理があり、まずは集団施設地区の整理を行い、各集団施設の現状に合わせた質の向上を図るべき。	答申案のP. 9の18行目以降に記載の「集団施設地区等の面的な再生・質の向上に関するマスタープラン」については、ご指摘のとおり、各集団施設地区の現状に応じて作成を促すことが必要と考えています。	1
32	9	34～	国立公園での廃屋の定義を設け、廃屋の撤去を迅速に行いやすい仕組みを構築すべき。	答申案のP. 9の18行目以降に記載の「集団施設地区等の面的な再生・質の向上に関するマスタープラン」には廃屋の撤去も含まれるものであり、それに基づき撤去を迅速に行うことを促すことが必要と考えています	1

				。	
33	10	15～	集団施設地区などの国立公園内での事業廃止による原状回復の放棄などに対して、公園事業施設の一覧を公表するだけでは抑止効果としては薄く、より厳しい罰則規定を整備すべき。	公園事業者が事業を廃止した場合等において、国立・国定公園の保護に必要な限度において、自然公園法第15条に基づき、原状回復を命じることができ、命令に違反した場合には1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することと規定されています。	1
34	10	34～	沿岸海域の保全のため、海域の公園区域の指定の考え方について整理を進めるとの環境省が自ら示した検討の方向性について、どのような検討を行ったのかの記述をすべき。	本答申を受けて、沿岸海域の適切な保全のため、今後、必要な対応を検討いたします。	1
35	10	34～	生物圏保存地域に対して、文部科学省や各生物圏保存地域の協議会との連携を強化し、環境省の関わりをより深くすべき。	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	1
36	10	35～	以下の通り修文することを提案する。 「今後の方向性の検討に当たっては、生物多様性の保全、気候変動への適応や緩和、沿岸海域の適切な保全、人口減少に伴う二次的自然環境への働きかけの縮小、生物圏保存地域(Biosphere Reserve(BR)、通称ユネスコエコパーク)等の国際的な認証制度による評価等の観点からの検証が必要である。」	ご意見の趣旨は答申案P. 11の4行目以降に記載されていると考えられることから、原案の通りとさせていただきます。	1
37	10	35-38	「我が国の景観を代表すると共に、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景であること」について追記すべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、答申案のP. 11の2行目に「我が国を代表する自然の風景地である」を追記いたしました。	1
38	11	8～	環境省が今まで以上に、より積極的にイニシアティブ	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	1



			をとって、すべての国立・国定公園の適正な管理を行える公園管理を目的とした協議会を組織するべき。		
39	11	8～	「全国の国立公園で管理の実質的な向上を進める必要がある。まずは、ポスト2020生物多様性枠組等国際的な動きも踏まえつつ、我が国における管理の質について適切に評価を行い、区域や地種区分の妥当性の検証等に係る仕組みの導入等、必要な対策を講じることが必要である。」について追記すべき。 また、現地管理体制の充実に関する記述はこの項目の最後尾に移動すべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、答申案のP. 11の16行目に「管理の質の向上」を追記いたしました。また、管理の質の評価等については、答申案のP. 11の37行目以降に記載されています。	1
40	11	8～	総合型協議会、管理運営計画の法定化を実現すべき。	総合型協議会、管理運営計画については、法定化しなければ実施できない事項は含まれていないと考えられます。	1
41	11	8～	管理有効性評価については、「段階的实施に向けて、具体的な準備を進める。」等のより積極的、かつ確定的な記述にすべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、答申案のP. 11の37行目に「具体的な」を追記いたしました。	1
42	11	29	管理有効性評価は世界的に見てPDCAサイクルが公園管理の中に規定されているかどうかであるのでPDCAプロセスを公園管理に入れるべき。	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、答申案のP. 12の1行目以降に管理有効性評価の成果を活用した区域の妥当性の検証等に係る仕組みについて記載されています。	1
43	12	8～	山岳のトイレ整備は、環境省と地元自治体や山小屋経営者が、三位一体となって設置及び管理をより一層推進すべき。	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、答申案のP. 12の21行目以降に環境配慮型等に関する補助制度について記載されています。	1
44	12	8～	山小屋事業者が行う環境保全、登山者の安全確保、登山道整備等の公共性の高い事業への支援は検討では	ご意見を踏まえ、答申案のP. 12の24行目の「検討」を「行う」に修正いたしました。	1

			なく、早急に行うべき。また、近年の山岳ヘリコプター不足は深刻な状況にあり、関係各所と連携してその解消を図るべき。		
45	12	18-19	以下のように修正することを提案する。 「維持管理や再整備のための費用に充てるべきである。」	利用者からのトイレ利用料等の使途は、まずは各山小屋が判断すべきものであるため、原案の通りとさせていただきます。	1
46	12	29	「…、将来の動植物の分布変化や景観変化の <u>モニタリングに基づく予測</u> 、」と修正してはどうか。	ご意見の趣旨を踏まえ、答申案のP. 12の37行目に「データ収集、」を追記いたしました。	1
47	12	34	新たな小見出し「(国立・国定公園における気候変動の緩和)」を設け、以下の趣旨の記述を加筆することを提案する。 「国立・国定公園内の自然環境・生物多様性を健全な状態で保全することで、より多くの炭素を回収・固定することができることとなる。気候変動の緩和のためには、国立・国定公園内の自然環境・生物多様性の保護をより一層強化する必要がある。」	ご意見の趣旨を踏まえ、答申案のP. 13の30行目に「国立・国定公園の自然環境が炭素の吸収・固定に果たしている役割は大きく、その自然環境を保全することは、気候変動の緩和にも資すると指摘されている。」を追記いたしました。	1
48	12	35～	国立・国定公園内における再生可能エネルギー施設の設置を慎重に判断するための指針を明確にし、立地の適正化の誘導を図るべき。	環境省では、国立・国定公園における風力、地熱、太陽光に係る再生可能エネルギー施設設置の考え方を既に示しています。	1
49	13	9-11	なぜ、自然の風景地である国立公園を対象として脱炭素の取り組みを実施する必要があるのか。国立公園において脱炭素の取り組みを進めることが、国立公園を現状以上に優れた自然の風景地とすることに繋がる	答申案のP. 13の19行目以降に記載されている通り、国立・国定公園の優れた自然は国内外の多くの観光客を引きつけているため、先進的なカーボンニュートラルの取組をシンボリックに進めることにより、利用者の環境対策に対する意識や満足度の向上にも資すると考えられます。	1

			のか。		
50	13	10	以下の通り修文することを提案する。 「・・・においても、 <u>生物多様性の確保と国民の保健・休養・教化</u> という制度目的に影響のないよう・・・」	原案にご意見の趣旨は含まれているため、原案の通りとさせていただきます。	1
51	13	13-14	「訪日外国人やハイエンド層が・・・に着目しているため」について、根拠（出典）を示してほしい。	有識者の検討会での議論を踏まえて環境省が平成30年に取りまとめた「国立公園の宿舎事業のあり方について」においても、同様の記述がされています。	1
52	13	21	「守るべき自然は守りつつ、地域にある資源を有効に活用するため、地域での合意形成を図りながら」とあるが、自然を守るための具体策も文書に入れておかないと軽視されて守れないのではないかと危惧する。国立・国定公園内で再生可能エネルギー施設を設置する場合は環境アセスメントを実施して、自然への影響を軽減するようにしたほうが良い。	国立・国定公園内における再生可能エネルギー施設等の工作物の設置は規制されており、特別地域内では個別の案件が自然環境等に与える影響を審査し、必要な指導等を行ったうえで、許可を行っています。また、1 ha以上の面積を要する行為等については、植生や動物相等の状況把握やそれらへの影響の予測、代替の施行方法の検討等を求めています。	2
53	13	21	国立・国定公園内の自然環境こそが「守るべき自然」であり、そこで「再生可能エネルギー施設が設置・活用されるよう促していく」ことは不適切である。従って「守るべき自然は守りつつ・・・促していく必要がある。」の文は削除すべきである。	自然と調和した自家消費型の小規模な再生可能エネルギー施設等の設置については、自然環境の保全に著しい支障は生じないと考えられるため、原案の通りとさせていただきます。	2
54	13	23-28	特別地域内において、環境を広く改変する太陽光発電施設等の設置を認めている法的根拠は何か。また、普通地域も含めて慎重に判断する必要があるとしているが、今回の法改正では、普通地域における規制を強	自然公園法第20条に基づき、国立・国定公園の特別地域内においては、太陽光発電施設等の工作物の設置が規制されていますが、国立公園にあつては環境大臣（国定公園にあつては都道府県知事）の許可を受けた場合には、その設置が可能です。また、普通地域においても、再生可能エ	1

			める方針との理解でよいか。	ネルギー施設の設置について措置命令等に関する処理基準を整理し、公表しているところです。	
55	13	23-28	以下のとおり修正すべき。 「風致景観の保護や公園利用、防災面等に与える影響を適切に評価し、特に慎重に判断する必要がある。」	ご意見の通り修正いたしました。	1
56	13	24-29	「自然景観や生物多様性の保全に支障が生じないようにする」ための環境影響評価法の見直し等を含む具体的な方策を記述すべきである。また、生物多様性の保全への支障の例としてオオワシ・オジロワシ等の猛禽類やコウモリ類の風車への衝突事故等について言及するとともに、それを防止するための具体的な方策についても記述すべき。	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	1
57	13	24-29	「設置した後の管理やモニタリングの実施」と「発電事業の終了後に撤退する際の現状復帰または再構築の方法の確立」の加筆を提案する。 また、「自然景観や生物多様性の保全に支障が生じないようにする」ために、「具体的な環境影響評価法の見直しの実施」の加筆を提案する。	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、答申案のP. 14の1行目以降に発電事業終了後の撤去について記載されています。	1
58	14	14-24	国内の多様な利用者や地元住民に対する情報発信、学校教育や生涯教育との連携、さらには地元住民自らによる情報発信等を推進することが重要であり、その旨を記述すべき。また、国立・国定公園内の自然環境・生物多様性の状況を的確に把握し、その保護を強化す	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	1

			るためにも、研究者や研究機関との協力・連携がますます重要であり、そのための方策について記述すべき。		
59	14	14-24	言論の自由はあるが、国立公園等の利用者のSNS等による情報発信について、拡散不可の情報について規制を設けるか、何か対策を講じることを考えたい。 また、ビジターセンターの情報提供のあり方を、SNSの普及も考慮し、目標や目的に沿って、再検討する必要がある。	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	1
60	-	-	「生物多様性の確保」の記述が希薄であり、どのような生物多様性の課題があるかを具体的にあげ、その解決への方針を示すべき。	保護地域としての国立・国定公園の重要性等については、答申案のP. 6の16行目以降等に記載されています。	1
61	-	-	自然環境の現状の把握や保護に関する具体的な方策は示されていない。今後どのように国立・国定公園の自然環境の質の向上を図っていくのか、具体的な方策を示すべき。	保護地域としての国立・国定公園の重要性等については、答申案のP. 6の16行目以降等に記載されています。	1
62	-	-	国立公園等の特別地域の環境を改変することは、生物の多様性や生態系の多様性の損失に直結する可能性が非常に高い。そのため、本地域において太陽光発電や風力発電施設を建設すること、或いはそのために規制を緩和することについては強く反対する。	国立・国定公園の特別地域内における再生可能エネルギー施設等の工作物の設置は規制されており、個別の案件が自然環境等に与える影響を審査し、必要な指導等を行ったうえで、許可を行っています。答申案のP. 13の34行目以降に記載されている通り、再生可能エネルギー施設の設置に当たっては、自然景観や生物多様性の保全に支障が生じないようにする必要があると考えています。	1
63	-	-	再生可能エネルギー施設について、設置・活用を特別	特別保護地区に限らず、第1種特別地域、海域公園地区及び第2種特別	1

			保護地区では行わないのであればそのような記載をお願いしたい。	地域又は第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等における大規模な再生可能エネルギー施設の設置は原則として認められないと考えています。答申案のP. 13の34行目以降に再生可能エネルギー施設の設置に当たっての自然景観や生物多様性の保全の重要性が記載されているため、原案の通りとさせていただきます。	
64	-	-	特別保護地区及び第1種特別地域は新たな開発はしないことを明示していただきたい。工事が始まってからでも速やかに工事を中止・停止が出来る、およびその際に企業の損失の一部を保証するといった制度を導入し、より慎重な推進を行うことが必要である。	自然公園法の第34条に基づき、国立・国定公園の保護に必要な限度において、行為の中止を命じることができます。	1
65	-	-	国立公園満喫プロジェクトについても環境への影響のアセスメントを行い、影響について把握するように努めて欲しい。	国立公園満喫プロジェクトは、自然そのものの魅力を生かすことにより利用の推進を図るものですが、プロジェクトの推進に当たり必要な場合には、各事業が自然環境に及ぼす影響を適切に把握し、必要な対応を行っています。	1
66	-	-	国立・国定公園については、「生物多様性の保全の屋台骨」としての機能を持つことが改めて強く求められている。気候変動への適応等のためには、将来を見据え、国立・国定公園の重要地域の買い上げを積極的に推進していく必要がある。 今後講ずべき様々な措置の「基盤的取組」として、土地の国公有化を大規模に進めることの重要性を明示し、その推進を掲げる必要がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、答申案のP. 11の34行目に「加えて、自然環境の保全上特に重要な民有地の買い上げについて、引き続き推進していく必要がある。」を追記いたしました。	1
67	-	-	インバウンドを意識するあまり日本の公園らしから	看板等の整備に当たっては、特にインバウンドが多い公園については必	1

			ぬ多国語の看板を設置する等の「外国人へのすり寄り」はやめて欲しい。あくまで国内の観光客を最優先に意識した整備をお願いしたい。	要と考えているところですが、日本語での解説は優先して掲載しているところ。また、看板の盤面からQRコードで多言語での解説文を読めるようにするなど、技術の活用も行っています。	
68	-	-	森林生態系保護地域では ペット同伴を規制しているが、自然公園では「リードの使用」になっている。自然公園内ではペット同伴（盲導犬は除く）を禁止すべきである。	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、答申案のP. 3の23行目以降にペット同伴登山による悪影響について記載されています。	1
69	-	-	山岳地のトイレは、バイオや水洗に変わっているのが多いが、その維持費について、使用料を取っているものが多い。そのほかの利用のルールやマナーについて、独自のやり方は認められるべきだが、その方向性を明確に示すべきである。	答申案P. 12の24行目以降において、利用者の受益者負担の考え方も必要であり、利用者からトイレ利用料を徴収することにより、維持管理や再整備のための費用に充てることも検討すべき旨が記載されています。	1
70	-	-	登山道の整備について、地元の山岳会やボランティアに任せるべきではなく、方針と責任をもって整備すべきである。委託する場合もその確認をきちんとすべきであり、十分な費用負担も必要である。マップに登山道があるのに刈り払いがおこなわれていない、ことがあってはいけない。	ご意見の趣旨を踏まえ、答申案のP. 8の1行目に「また、自然体験フィールドとなる登山道等の環境整備や維持管理についても引き続き利用実態等に応じて進めていく必要がある。」を追記いたしました。	1
71	-	-	過去 25 年間に 出された 自然公園法に 関わる 答申の中 で一番 優れた 答申である。「現状と課題」(P. 1)、「自主ルールの限界」(P. 3)、「宿泊事業のあり方」(P. 4)について、評価できる。	ご意見ありがとうございます。	1

72	-	-	西暦と和暦とが混在しておりわかりにくい。西暦に統一することを提案する。	ご意見を踏まえて修正いたしました。	1
----	---	---	-------------------------------------	-------------------	---